

平成 31 年度における宮城大学授業料の減免等の特例に関する規程

平成 31 年 2 月 27 日

規程第 172 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその余震（以下「東日本大震災」という。）による被害を受けた世帯の学生に係る宮城大学の平成 31 年度の授業料の減免等に関し、宮城大学学生納付金の減免等に関する規程（規程第 47 号。以下「減免規程」という。）の特例を定めるものとする。

第 2 条 東日本大震災により学生又は当該学生と生計を一にする家計支持者が被害を受けた場合において、減免規程第 3 条第 1 項第 2 号を適用する授業料免除申請をした者については、同条第 6 項の規定は適用しない。

(委任)

第 3 条 この規程の施行に必要な事項については、別に定める。

附 則 (H31.2.27 第146回理事会)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 32 年 3 月 31 日をもって廃止する。